平成２２年（家）第８８２号
本籍栃木県宇都宮市東塙田２丁目104番地、最後の住所埼玉県上尾市西宮下４丁目233番地34
不在者　古橋　和夫
昭和14年７月６日生
平成23年５月18日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第１１２８号
本籍新潟県加茂市駅前28番地、最後の住所新潟県加茂市駅前４番６号
不在者　相田　　保
昭和56年２月20日生
平成23年５月17日失踪宣告審判確定
新潟家庭裁判所三条支部裁判所書記官

平成２２年（家）第３７８号
本籍岐阜県高山市丹生川町町方1796番地、最後の住所岐阜県大野郡丹生川村大字町方1796番地
不在者　清水　芳一
昭和23年１月25日生
平成23年５月18日失踪宣告審判確定
岐阜家庭裁判所高山支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２３年（家）第４８号
本籍茨城県神栖市深芝2905番地２、住所埼玉県川口市東領下２丁目３番12号和みの郷
失踪者　髙橋　富夫
昭和26年２月５日生
平成23年５月７日失踪宣告取消審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第７６８２号
本籍長崎市滑石２丁目111番地、住所大阪府吹田市元町18番34―103号
失踪者　嶋　　慶一
昭和23年11月６日生
平成23年５月12日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第５３号
本籍岐阜県郡上郡大和町名皿部471番地、住所大阪府豊中市末広町３―５―14第２さつき荘24号室
申立人（失踪者）　下廣　　勉
昭和15年12月５日生
平成23年５月７日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第８２３号
本籍熊本県天草郡五和町大字御領9832番地、住所大阪市東成区中道３丁目15番21号　岩木病院内
申立人（失踪者）　西　　賢正
昭和14年４月５日生
平成23年５月12日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第１７２号
本籍大阪府守口市大字高瀬旧世木188番地、住所千葉県君津市陽光台１丁目８番地21　高齢者専用賃貸住宅輪舞曲
失踪者　中西　一雄
昭和20年１月15日生
平成23年５月14日失踪宣告取消審判確定
千葉家庭裁判所木更津支部裁判所書記官

平成２３年（家）第７８２号
本籍静岡県富士宮市村山959番地、住所東京都豊島区北大塚３丁目12番22号ハイム内山102号室
申立人（失踪者）　村松　　亨
昭和25年７月21日生
平成23年４月23日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第１８８６号
本籍香川県三豊郡山本町大字河内1402番地、住所大阪府豊中市庄内西町３―17―10豊南荘35号室
申立人（失踪者）　細川　勝弘
昭和32年１月29日生
平成23年５月13日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

平成２３年（へ）第２号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、権利の届出の終期までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、当裁判所は、非訟事件手続法148条１項により、前記権利の失権を宣言する。
高知県香南市吉川町吉原687番地
申立人　中澤　博志
権利の届出の終期　平成23年５月13日
平成23年５月18日　　高知簡易裁判所

（別紙）　目　録
⑴土地　高知県香南市吉川町吉原字棒ケ端1872番田　211平方メートル
⑵登記年月日　高知地方法務局香美支局明治30年12月23日
⑶登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定
原因　明治30年12月19日設定
債権額　米18石４斗価格金84円64銭
利息　無利息
抵当権者　香美郡野市町下井
島内　泰之　外23名

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第９７号
鳥取県倉吉市駄経寺町226番地
債務者　玉川工業株式会社
代表者代表取締役　玉川　　顕
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾西　正人
４　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７４号
兵庫県明石市小久保２丁目１番地の27
債務者　有限会社遊
代表者取締役　宮本　正範
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大槻　倫子
４　破産債権の届出期間　平成23年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２００号
埼玉県越谷市中町10番19号パラッツォ・デル・ファブロ１―H号室
債務者　株式会社チェリーブロッサム
代表者代表取締役　櫻井　敬勝
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池永　知樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月19日午後３時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
滋賀県栗東市大橋１丁目10番２号
債務者　有限会社ティー・ティー・エス
代表者取締役　鋸屋　義延
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三田村　愛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月19日午前10時20分
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７２号
岡山県津山市河面1210番地の９
債務者　株式会社廣瀬組
代表者代表取締役　松本　　勇
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　馬場　幸三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後２時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第２９５７号
大阪府茨木市五日市１丁目９番６号
債務者　株式会社アヴィア
代表者代表取締役　石原　匡亮
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩本　文男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部